

# 女性活躍、働き方改革を 後押しします!

女性活躍や働き方見直しに取り組んだ企業に対し  
福島県が奨励金を交付します

## 事業概要

女性活躍の推進や男性育児休業及び介護休業の取得促進、また長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対し奨励金を交付します。是非ご活用ください。(令和5年4月から令和6年3月までの取組を対象とします。)



## 女性活躍の推進 (各20万円)

- 1 女性管理職の増  
管理職に占める女性の割合が20%以上  
R4年度までに20%を達成している場合はR5年度にその割合が上昇
- 2 女性の積極採用  
R5年1月から12月までに採用した労働者のうち女性の割合が20%以上
- 3 女性役員の増  
女性役員を新たに登用
- 4 離職者の再雇用  
出産、育児、介護等を理由に離職した労働者の再雇用(男性も可)
- 5 治療と仕事の両立  
不妊治療等をはじめとした治療と仕事の両立を図るための休暇制度を導入し利用実績がある(男性も可)
- 6 正規雇用への転換  
パートタイマーからの転換制度を導入し利用実績がある(男性も可)

※1項目1回限り

## 男性の育児休業取得

- ・ 7日以上(週休日除く) 10万円
- ・ 1か月以上(週休日含む) 20万円
- ・ 3か月以上(週休日含む) 30万円

※産後パパ育児含む ※連続した3か年度で3人まで

## 介護休業の取得

- ・ 5日以上(週休日除く) 10万円
- ・ 1か月以上(週休日含む) 20万円

※介護休暇含む ※連続した3か年度で3人まで

## 所定外労働の削減

過去2年比で平均15時間以上削減  
(取組期間3か月)

20万円

※1回限り

## 年次有給休暇の取得

過去2年比で平均3日以上増加  
(取組期間3か月)

20万円

※1回限り

# 事業の流れ

## 申込み

参加申込書を提出してください

「女性活躍の推進」「男性の育児休業取得」「介護休業取得」については事前の参加申込みは不要です

## 取組の実施

選択した取組に応じて一定の成果を目指します

|               |                             |         |
|---------------|-----------------------------|---------|
| ①女性活躍の推進      | 全6項目 1項目から取組可               | 各20万円   |
| ②男性の育児休業の取得促進 | 7日以上、1か月以上、3か月以上の取得         | 10～30万円 |
| ③介護休業の取得促進    | 5日以上、1か月以上の取得               | 10～20万円 |
| ④所定外労働の削減     | 取組期間(3か月間)の過去2年比で平均15時間以上削減 | 20万円    |
| ⑤年次有給休暇の取得促進  | 取組期間(3か月間)の過去2年比で平均3日以上増加   | 20万円    |

## 報告書の提出

④、⑤の取組については 県指定の社会保険労務士による取組前の過去の実績確認及び取組目標の設定と 取組後の成果確認を受ける必要があります

## 奨励金の支給

参加した取組に応じて奨励金を交付します

## 対象企業

対象となる企業は、県内に事業所を有し、福島県次世代育成支援企業認証を取得した企業又は取得予定の企業

福島県商工労働部 雇用労政課

お問い合わせ先

電話:024-521-7289

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shourei.html>

